

第66回認定 構造改革特別区域計画の概要

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域 の範囲	特区計画の概要	特例措置の番号	特例措置の内容
新規計画 3件							
1	岐阜県	高山市	乗鞍の郷丹生川どぶろく特区	高山市の区域の一部(丹生川地域)	高山市丹生川地域は、日本百名山の一つである乗鞍岳をはじめとする雄大な自然を活かした観光資源を有し、観光業が主要な産業の一つとなっている。しかし、丹生川地域の観光客は減少傾向にあるため、特例措置の活用により、どぶろくを製造・提供する農家民宿や農家レストランが増加することで地域の魅力を向上させ観光客数の増加を図るとともに、6次産業化による農業者の所得向上など、地域の活性化を図る。	707(708)	特定農業者による特定酒類の製造事業
2	愛媛県	新居浜市	新居浜七福芋焼酎特区	新居浜市の全域	本市では、希少な品種の七福芋と呼ばれるサツマイモが、離島である大島を中心に栽培され、全国でも生産地が少なく幻の芋と称されていることから、地域の特産物としてブランド化を進めてきたが、生産者及び生産量の減少が課題となっている。これまで地域特産物であるサツマイモを原料とする単式蒸留焼酎が市外の酒造会社で製造されていたが、本特例措置を活用し、原料の生産から地焼酎の製造・販売までを一貫して地域で行うことが可能となることで、さらなるブランド力の向上や生産者・生産量の増加を図り、地域の活性化に繋げる。	709(710,711)	特産酒類の製造事業
3	愛知県	豊川市	豊川市児童発達支援センター給食外部搬入特区	豊川市の全域	豊川市では障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターを市直営で設置する方針として整備が開始された。児童発達支援センターの役割に発達特性に応じた食行動の支援を行う給食提供がある。整備を進める中で、小規模施設での調理室の面積確保や調理員の確保、食材購入等調理業務の安定・効率化の課題が挙げられた。 特例措置を活用し、自園調理から外部搬入へと転換を図ることで、これらの課題が解決され、限られた財源を障害児支援に活用することができ、さらに食材の一元購入の体制ができることで地域農業の活性化に寄与する。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業